

警察庁(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改革による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
297	地方に対する規制緩和	運輸・交通	<p>自家用有償運送事業者による一般乗合旅客自動車運送事業者のバス停車共用における規制緩和</p>	<p>道路交通法44条で禁止されている乗合自動車のバス停留所の10m以内部分への停車について、交通需要が少なく一般乗合旅客自動車運送事業者(緑ナンバー)が撤退し、自家用有償運送バス(白ナンバー)により代替交通を行っている地方においては、道路交通法46条の特例※によらずとも自家用有償運送バスの停車を可能とすること。</p> <p>※道路交通法46条の特例による停車許可を行う際に必要な道路標識(自家用有償運送車両がバス停留所の10m以内に停車可能である旨を表示する)の設置が支障となっているため、特例扱いをやめるべき。</p>	<p>鳥取県米子市定江地区では一般乗合旅客自動車運送事業者が撤退し、米子市が自家用有償運送で代替交通を行うこととなったが、一部のバス停留所(14か所)において、他の一般乗合旅客自動車運送事業者のバス停留所と共用するものがあるため、道路交通法46条の特例で規定する公安委員会が行う道路標識の設置によって一般乗合旅客自動車運送事業者のバス停止停車としようとした。</p> <p>鳥取県警察本部はバス停留所に自家用有償運送のバスを駐車可能とするための道路標識の設置箇所を現地を確認したが、路肩が狭く道路標識を設置することが物理的に難しいことやそもそも設置本数が多いことにより現地確認に時間がかかること等の問題により、道路標識設置手続きが進んでいない。これにより平成31年4月1日の運行開始に間に合わないため、止む無くバス停から10m以上離れた場所に停車しようとしているが、道幅が狭いことやカーブで見通しが悪い等により適当なバス停位置がないこともあり、現場は困惑している状況。</p> <p>なお、鳥取市南部地域でも同様の事例(バス停留所共有数は110か所)が生じている。</p>	<p>道路交通法第44条、第45条の2、第46条</p>	警察庁	鳥取県、鳥取市、米子市		<p>川崎市、上越市、庄原市</p>	<p>○当市で実施している自家用有償運送では、他の一般乗合旅客自動車運送事業者のバス停と共用するところについては、道路標識の設置が困難なため、やむなく10メートル離れた場所に停車しているが、利用者の利便性が悪い。</p> <p>○当市においては、路線バスの利用者の減少やバスの運行に対する市の補助金の増加を背景に、主に支線区間の路線バスを廃止し、自家用有償旅客運送による輸送へ転換することを検討している。自家用有償旅客運送の運行に当たっては、幹線バス路線の停留所でバスに乗り換えることを想定しているが、提案団体の支障事例に記載のあるような状況が発生した場合、自家用有償旅客運送の円滑な導入に支障が生じる可能性がある。</p>	